

定 例 監 査 結 果 報 告

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

市 民 局

経 済 局（農林部，中央卸売市場）

都市整備局（総務課，技術管理室，市街地整備部，住宅政策部）

各 区 役 所（上記部局に関連する事務事業に限る。）

3 監査の着眼点及び主な実施内容等

今回の監査は，仙台市監査基準（令和2年3月17日監査委員決定）に従い，収入事務，支出事務，契約事務及び財産管理事務等に関し，合規性，正確性等の観点から，令和元年度に執行された事務事業のほか，必要に応じ，令和元年度以外の年度に執行された事務事業の一部について，関係書類を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の日程

令和2年2月5日から令和2年7月7日まで

5 監査の結果

事務事業については，一部に改善を必要とする事例が見られたが，おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事例は，次のとおりである。

（改善を要する事例）

(1) 不適切な随意契約について

予定価格が100万円を超える委託契約については，地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り，随意契約によることはできないものである。

ところが，広聴統計課においては，予定価格が100万円を超える令和2年度広聴相談業務管理システム保守管理業務委託契約について，同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。

契約の締結に当たっては，関係法令等に則り，適正に処理する必要がある。

（市民局）

(2) 不適切な随意契約について

予定価格が 100 万円を超える委託契約については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。

ところが、青葉区中央市民センターにおいては、予定価格が 100 万円を超える落合市民センター会議室兼調理実習室並びに親子室空調機更新等業務委託契約について、同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。

契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。

（青葉区）